

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、地域協議の結果について公表します。

玉名市長 藏原 隆浩

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 玉名市 (43206) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 玉名北地域 (上河崎、河崎、秋丸、岩崎、上立願寺、南出、春出、亀甲、永徳寺、下立願寺、立願寺、築地下、築地上、築地西、山田上、山田下、中尾、城ノ下、高城、逆川、田中、井尻、秋丸、平野、唐の平、奥野、染山、石原、養田、上村、生見、舟島、上津留、下津留、上小田上、上小田中、上小田下、山部田、下小田東、下小田西、川部田、元玉名、永安寺、岡、大坊、島、上迫間、下迫間、向迫間、月田迫屋敷、月田本村、月田後迫、溝の上上、溝の上下、青木、箱谷出目、箱谷本村、第一区、第二区、第三区、第四区、第五区、富尾、石尾、福山、西原、川床 全67集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年2月21日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山間部から市街地までにわたる広域のエリアである。菊池川の両岸に広がる水田地帯においては米・麦等の土地利用型作物の経営が主である。山間部や畑地においては地形を生かしたミカンなど果樹の栽培もみられる。自然豊かで環境の良い地域であるが、農道・用排水路の整備が不十分な箇所も多く、担い手への集積・集約化は進んでいないため、地域全体での担い手への集積率は19.7%にとどまる。耕作者の高齢化が深刻であり、耕作放棄地の増加が懸念される。また山間部においてはイノシシ等の鳥獣被害対策も課題である。

【基礎データ】(農林業センサス2020より) ※令和2年度
 総農家数：546戸 (うち、農業経営体数：296経営体)
 主な作物：水稲・小麦・大豆・ばれいしょ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯における土地利用型作物については、農事組合法人や認定農業者への集積・集約化を促進する。また畑地等においては収益性の高い作物の導入も検討する。農地として継続的な経営が困難なエリアについては、保全・管理等の検討も必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|------------|
| 区域内の農用地等面積 | 1,421.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 739.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。山間部周辺等において担い手による継続した営農が困難な区域については、保全・管理を行う区域として検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農事組合法人及び認定農業者への農地の集積・集約化を促進するものとする。担い手同士の話し合いによる農地交換を進め、作業の効率化を図る。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地の貸し借りは、農地中間管理機構の活用を促進するものとし、担い手の意向に沿った農地の集約化を段階的に図っていく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を促進するため、農道、用排水の整備、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組み等について検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 県・市・JA等の関係機関が協力し、相談から就農まで、切れ目のない支援を実施していく。また、事業を活用した経営継承等の支援にも取り組む。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農業支援サービスを行う事業体の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。これにより地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①中山間部における農業者の安定した農業経営を図るため、玉名市有害鳥獣被害防護施設整備事業などの鳥獣被害対策に関する補助事業等を活用し、イノシシの侵入防護柵等を設置するなど、更なる被害軽減に向けた農業被害防止対策への取組みを推進していく。
- ⑦高齢化や人手不足を補うため、農道・水路の維持管理について、地域全体で取り組み、環境を整える。